

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日とする)

目 次

◆ 告 示

字の区域の変更(地方課)

字の区域の変更等(〃)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

土地改良法による換地処分(二件)(〃)

◆ 選管告示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出(二件)

政治団体の解散の届出

◆ 教委告示

教育委員会の招集(総務課)

◆ 公安告示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による
聴聞(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第九百七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による旭(福島)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十年十月三十日現在の地番による)
庄字妻ノ木原	庄字妻ノ木原のうち九一九の一部、九二〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
庄字築原荒神	庄字築原荒神のうち九四七第一、九四七の二の一部、九四七の三、九四九の一部、九四九第一、九五〇内第一、九五〇の二の一部、九五〇の三、九五一の二の一部、九五一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 庄字妻ノ木原九一九の一部、九二〇及びこれらと一体をなす国有地
庄字石畑	庄字石畑のうち七五六の一の一部、七五六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三八、七三九、七五二、七五三の二、七五三の四、七五四の七、七五六の二、七五六の六と一体をなす国有地の一部以外の区域
庄字石畑上エ	庄字石畑上エのうち六八三、六八四、六八五の一部、六八六の一部、六八八の一部、六八九の一部、六九〇の三の一

<p>一部、三五六の二、三五七、三五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四九、三五三、三五五、三五八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>莊字古宮ノ前</p> <p>莊字古宮ノ前のうち六五五の二の一部、六五五の二の一部、六五六から六五八まで、六五九の一部、六六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>莊字長瀬一五、一一五内第一、一一五内二、一一六、一一八、一一九と一体をなす国有地の一部</p> <p>莊字奥ヶ市二四八の二の一部、二四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四七、二四九の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>莊字坂ノ前六四七の二の一部、六四七の二、六四七の三の一部、六四七の四の一部、六四七の五、六四八の一部、六五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五〇と一体をなす国有地の一部</p> <p>莊字石畑上エ六八三、六八四、六八五の一部、六八六の一部、六八八の一部、六八九の一部、六九〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>莊字石畑七五六の二の一部、七五六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三八、七三九、七五二、七五三の二、七五三の四、七五四の七、七五六の二、七五六の六と一体をなす国有地の一部</p>	<p>莊字奥ヶ市</p> <p>莊字奥ヶ市のうち二三五の一、二三五の二、二三七、二三八の一、二五〇内二の一部、二五〇内三の一部、二五〇の四の一部、二五一の一、二五一の二の一部、二五二の一部、二五四の二の一部、二四八の二の一部、二四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四七、二四九の一、二六〇内二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>莊字赤岩の下タ二二二の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>莊字榎ヶ市三二二の二、三二四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>莊字加市堂ノ元一三二六、三二七の二、三二七の三、三三〇の二、三三一、三三二の二の一部、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>莊字古宮ノ上エ六〇六の一部、六〇七、六〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>莊字古宮ノ前六五五の一部、六五五の二の一部、六五六から六五八まで、六五九の一部、六六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>莊字須ノ原二六一の二</p>	<p>莊字長瀬</p> <p>莊字長瀬のうち一四三の一部、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一五、一一五内一、一一五内第二、一一六、一一八、一一九、一三三、一四七、一四九、一五二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>莊字赤岩ノ下タ二三〇の二の一部、二三〇の二の一部、二三一の二の一部、二三一の二の一部</p>	<p>莊字赤岩ノ下タ</p> <p>莊字赤岩ノ下タのうち二一八の一から二一八の三までの一部、二一九から二二一までの一部、二二二の一部、二二三の一部、二三〇の二の一部、二三〇の二の一部、二三一の二の一部、二三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一七、二一八の二、二二四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>莊字長瀬一四三の一部、一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三一、一三三、一四七、一四九、一五二と一体をなす国有地の一部</p> <p>莊字奥ヶ市二三五の一、二三五の二、二三七、二三八の一、二五〇内二の一部、二五〇内三の一部、二五〇の四の一部、二五一の一、二五一の二の一部、二五二の一部、二五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六〇内二</p>

<p>荘字榎ケ市</p>	<p>荘字須ノ原</p>	<p>と一体をなす国有地の一部 荘字榎ケ市三一九内第二、三三二の二、三三二の三と一体をなす国有地の一部 荘字須ノ原二六一の一、二六二、二六三、二六四内一、二六四の二、二六五の一部、二六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字荘屋ケ市三一の一の一部</p>
<p>荘字榎ケ市のうち二九五の一、二九五の二、二九六の一、二九六の二、二九七の一、二九七の二、二九八の一から二九八の四までの一部、三〇〇の一部、三〇一の一、三〇二の二、三〇二の三、三〇三の一部、三〇四の一部、三〇五の一部、三〇六の二、三〇七の一部、三〇八から三〇九まで、三一一の一の一部、三一一の二の一部、三一二から三二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>荘字須ノ原のうち二六一の一、二六一の二、二六二、二六三、二六四内一、二六四の二、二六五の一部、二六八の一部、二八六の一部、二八九の一部、二九〇の一部、二九二の一部、二九三、二九四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 荘字赤岩ノ下タ二二八の一から二二八の三までの一部、二一九から二二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二七、二二八の二、二二九と一体をなす国有地の一部 荘字榎ケ市二九五の一の一部、二九五の二の一部、二九六の二の一部、二九六の三、二九七の二の一部、三〇一の二の一部、三〇二の二、三〇二の三、三〇三の二の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字荘屋ケ市三〇一の一部、三〇四の一部、三〇五、三〇六、三〇七の一部、三〇八から三〇九まで、三一一の一の一部、三一一の二の一部、三一二から三二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>と一体をなす国有地の一部 荘字榎ケ市三一九内第二、三三二の二、三三二の三と一体をなす国有地の一部 荘字須ノ原二六一の一、二六二、二六三、二六四内一、二六四の二、二六五の一部、二六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字荘屋ケ市三一の一の一部</p>
<p>古市字紺屋ケ市</p>	<p>古市字荘屋ケ市</p>	<p>荘字岡</p>
<p>古市字紺屋ケ市のうち二六六の一の一部、二六六の二、二六六の三、二六六の四の一部、二六七の一の一部、二六七の二の一部、二七三の二の一部、二七四の二の一部、二七五の二の一部、二七五の三の一部、二七六の二の一部、二八一の一部、二八二の一部、二八二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 古市字上東屋敷四一〇の一部、四一〇の二の一部、四一一の二の一部、四一一の三の一部、四一一の四の一部、四一二の二の一部、四一二の三の一部、四一二の四の一部 古市字小坂三二三の二の一部、三二三の三の一部、三三四の二、三三五の二から三三五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 古市字荘屋ケ市二九一の一部、二九二の一部、二九三の一部、二九三の二の一部、二九三の三の一部、二九八の一部、二九九の一部、三〇一の一部、三〇二、三〇三、三〇四の一部、三〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>古市字荘屋ケ市のうち二九一の一部、二九二の一部、二九三の二の一部、二九三の三の一部、二九八の一部、二九九の一部、三〇一の一部、三〇二から三〇三まで、三一一の一、三一一の二、三一二、三一一三から三二八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 古市字小坂三二〇から三二二までの一部、三二三の二の一部、三二三の三の一部、三二五の二の一部、三二五の三までの一部、三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>以外の区域 荘字岡のうち一八八から一九二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 古市字荘屋ケ市三一の一の一部、三一一の二の一部、三一二から三二八までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>古市字上大奈瀬</p>	<p>古市字上大奈瀬のうち一七四の一の一部、一七四の二、二三一の一の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>古市字上大奈瀬二二九の一の一部、二二九の二の一部</p> <p>古市字紺屋ケ市二六六の一の一部、二六六の二、二六六の三、二六六の四の一部、二六七の一の一部、二六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>庄字榎ケ市二九五の一の一部、二九五の二の一部、二九六の一の一部、二九七の一、二九七の二の一部、二九八の一から二九八の四までの一部、三〇〇の一部、三〇一の一、三〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>古市字下大奈瀬</p>	<p>古市字下大奈瀬のうち二一七の二、二一七の三の一部、二一七の四、二一七の五、二一八の二、二一八の四、二一九の二、二一九の四、二二〇の二、二二〇の四、二二一の二、二二一の四、二二九の一の一部、二二九の二の一部以外の区域</p> <p>古市字紺屋ケ市二七三の二の一部、二七四の二の一部、二七五の一の一部、二七五の二の一部、二七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二七九の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>古市字上大奈瀬一七四の一の一部、一七四の二、二三一の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>						
<p>古市字上東屋敷</p>	<p>古市字上東屋敷のうち四〇八の二の一部、四〇八の三の一部、四〇九の一部、四一〇の一部、四一〇の一の一部、四一一の一の一部、四一一の二の一部、四一二の一の一部、四一二の二の一部以外の区域</p>	<p>古市字下東屋敷</p>	<p>古市字下東屋敷の全域</p> <p>古市字東屋敷裏三三九の一部、三四〇、三四一の一部、三四二の一部、三四四の二、三四四の三、三四五の一、三四五の二の一部、三四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>古市字小坂三三八の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>古市字上東屋敷四〇八の二の一部、四〇八の三の一部、四〇九の一部、四一〇の一の一部</p>	<p>古市字東屋敷裏</p>	<p>古市字東屋敷裏三四六の一から三四六の三まで、三四七の一から三四七の六まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>古市字上友長</p>	<p>古市字上友長三五九</p>	<p>古市字小坂</p>	<p>古市字小坂のうち三二〇から三二二までの一部、三二三の一、三二三の二、三二四の一、三二四の二、三二五の一、三二五の二の一部、三二五の三、三二六の一部、三三八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>古市字上友長のうち三五九及び三五二の一、三五二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>古市字東屋敷裏三三九の一部、三四一の一部、三四二の一部、三四四の四、三四四の五、三四五の二の一部、三四五の三の一部</p> <p>古市字上東屋敷四〇九の一部、四一〇の一の一部</p> <p>古市字紺屋ケ市三一七の一部、三一八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>庄字岡一八八から一九二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

	<p>古市字紺屋ケ市二八一の一の一部、二八一の二の一部、二八二及びこれらと一体をなす国有地 古市字下大奈瀬二二七の二、二二七の三の一部、二二七の四、二二七の五</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十年十月二十八日現在の地番による）</p>	<p>福島字堂ノ前</p>	<p>福島字堂ノ前の一〇三の一、一〇四の三、一〇五、一〇六、一一〇、一一一の四、一一二の四以外の区域</p>	<p>福島字中河原</p>	<p>福島字中河原のうち一三二の二、一三二の三、一三二の五、一三三の一、一三三の二、一三七の一、一三七の四から一三七の一〇まで、一三九、一四〇の一、一四〇の二、一四一の一、一四一の二、一四二の一、一四二の二、一四三の一から一四三の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>福島字上河原</p>	<p>福島字上河原のうち一七六から一七八までの一部、一八〇、一八二の一の一部、一八二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福島字中河原一三二の二、一三二の三、一三二の五、一三三の一、一三三の二、一三七の一、一三七の四から一三七の一〇まで、一三九、一四〇の一、一四〇の二、一四一の一、一四一の二、一四二の一、一四二の二、一四三の一から一四三の三まで及びこれらと一体をなす国有地 福島字細田河原一四四の一の一部、一四四の三の一部、一四四の四の一部、一四五の一部、一四九の一部、一五〇の一部、一五六の一部、一五七及びこれらと一体をなす国有地 福島字上河原上一八三の一、一八四の一、一八五の一、一八六の一、一八六の四、一九〇の一、一九〇の二の一部、一九一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>福島字上ミ河原</p>	<p>二部字犬嶋四一五の二から四一五の四までの一部 福島字上ミ河原上のうち一八三の一、一八四の一、一八五の一、一八六の一、一八六の四、一八九の一、一九〇の一、一九〇の二、一九一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>福島字細田河原</p>	<p>福島字細田河原のうち一四四の一の一部、一四四の三の一部、一四四の四の一部、一四五の一部、一四九の一部、一五〇の一部、一五六の一部、一五七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福島字堂ノ前一〇三の一、一〇四の三、一〇五、一〇六、一一〇、一一一の四、一一二の四 福島字上河原一七六から一七八までの一部、一八〇、一八二の一の一部、一八二の二及びこれらと一体をなす国有地 福島字二反田一九三の三、一九三の四、一九四の一から一九四の三まで、一九五の一から一九五の三まで、一九六の二から一九六の四まで、一九七、一九八の一から一九八の三まで、一九九の一の一部、一九九の二の一部、一九九の三、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一の一、二〇一の二及びこれらと一体をなす国有地 福島字カナクソ二〇九の一部、二一〇の一部並びに二〇二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>福島字カナクソ</p>	<p>福島字カナクソのうち二〇二、二〇三の一部、二〇四、二〇五の一の一部、二〇五の二の一部、二〇九の一部、二一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福島字二反田一九九の一の一部、一九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>福島字二反田</p>	<p>福島字二反田のうち一九三の三、一九三の四、一九四の一から一九四の三まで、一九五の一から一九五の三まで、一九六の二から一九六の四まで、一九七、一九八の一から一</p>		

<p>九八の三まで、一九九の一から一九九の三まで、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇〇の一、二〇〇の一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>二部字大嶋</p>
<p>二部字大嶋のうち四一五の二から四一五の四までの一部以外の区域 福島字上ミ河原上一八九の一、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福島字二反田一九九の一の一部、一九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福島字カナクソ二〇二、二〇三の一部、二〇四、二〇五の一の一部、二〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>二部字大嶋のうち四一五の二から四一五の四までの一部以外の区域 福島字上ミ河原上一八九の一、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福島字二反田一九九の一の一部、一九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福島字カナクソ二〇二、二〇三の一部、二〇四、二〇五の一の一部、二〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

鳥取県告示第九百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による旭（三部）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十一年五月二日現在の地番による。）</p>
<p>三部字奈良ノ木</p>	<p>三部字奈良ノ木のうち七、八と一体をなす国有地の一部以外の区域 三部字下モ前河原二〇の一、二一の一、二二、二三、二九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二四と一体をなす国有地の一部 三部字山ノ神ノ前三三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>三部字下モ前河原</p>	<p>三部字下モ前河原のうち二〇の一、二一の一、二二、二三、二四の一部、二九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>三部字河原田</p>	<p>三部字奈良ノ木七、八と一体をなす国有地の一部 三部字下モ前河原二四の一部 三部字河原田の全域 三部字山ノ神ノ前三三から三五までの一部、三七の一部、三八の一部、三九及びこれらと一体をなす国有地 三部字下前田二二三の一部、二二四の一の一部、二二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 三部字上前河原二三五の一の一部、二三七の一部、二三八の一の一部、二三九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三部字上前河原</p>	<p>三部字上前河原のうち二三五の一、二三六、二三七、二三八の一の一部、二三九の一、二四四の四、二四六の五及びこれらと一体をなす国有地並びに二四五、二四六の六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>三部字中川原</p>	<p>三部字下前田二二二の二の一部、二二三の一部、二二四の一の一部、二二四の二の一部、二二五、二二六の一部、二二九の一から二二九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>三部字下前田</p>	<p>三部字中川原の全域 三部字上前河原二三五の一の一部、二三六、二三七の一部、二四四の四、二四六の五及びこれらと一体をなす国有地並びに二四五、二四六の六と一体をなす国有地の一部 三部字川端上前田二五一の一、二五二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>三部字川端上前田</p>	<p>三部字山ノ神ノ前四四の一部 三部字北ノ前四五の一部 三部字東屋敷二〇四の一の一部、二〇六の一部並びに二〇三と一体をなす国有地の一部 三部字下前田二二一、二二二の一の一部、二二二の二の一部、二二三の一部、二二六の一部、二二七、二二八、二二九の二から二二九の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 三部字川端上前田二六〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二五二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>三部字割田</p>	<p>三部字川端上前田のうち二六〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二五一の一、二五二と一体をなす国有地の一部以外の区域 三部字割田四四一の一、四四三の一、四四八の一、四五〇の一、四五一の一、四五四の一、四五四の二、四五五の一、四五六の一、四五七の一、四五七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三部字東屋敷</p>	<p>三部字割田のうち四四一の一、四四三の一、四四八の一、四五〇の一、四五一の一、四五四の一、四五四の二、四五五の一、四五六の一、四五七の一、四五七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三部字東屋敷のうち二〇四の一の一部、二〇六の一部並びに二〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>三部字袋尻屋敷</p>	<p>三部字袋尻屋敷のうち一一八の二、一二〇の二、一二六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一六、一一六第一、一二七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>三部字北ノ前</p>	<p>三部字山ノ神ノ前三四の一部、三五の一部、三六、三七の一部、三八の一部、四〇から四三まで、四四の一部及びこれらと一体をなす国有地 三部字北ノ前のうち四五の一部、六二の一の一部、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三部字中ノ平六四の一部及びこれと一体をなす国有地 三部字奥妻ノ木一一二の一部、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三部字岡平ノ二</p>	<p>三部字袋尻屋敷一一八の二、一二〇の二、一二六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一六、一一六第一、一二七と一体をなす国有地の一部 三部字下前田二二二の一の一部、二二二の二の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地 三部字岡平ノ二七四二の一部 三部字中ノ平ノ二七四八の七の一部</p>
<p>三部字中ノ平ノ二</p>	<p>三部字岡平ノ二のうち七四二の一部以外の区域 三部字中ノ平ノ二のうち七四八の七の一部以外の区域</p>
<p>三部字中ノ平</p>	<p>三部字中ノ平のうち六四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>三部字奥妻ノ木</p>	<p>三部字北ノ前六二の一の一部、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 三部字中ノ平六四の一部及びこれと一体をなす国有地 三部字奥妻ノ木のうち一一二の一部、一一五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

五 三部字吉ヶ谷ノ	三部字吉ヶ谷ノ五 八〇二の一部 三部字吉ヶ谷ノ五のうち八〇二の一部以外の区域
廃止する字の名 称	三部字山ノ神ノ前

鳥取県告示第九百七十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十二年十一月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

注 1 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第九百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る名和地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百七十七号

西伯町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(水田農業確立対策特別型)落合地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月十六日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十八号

用瀬町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(水田農業確立対策

特別型)別府地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月十六日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十九号

用瀬町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(水田農業確立対策特別型)鷹狩地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十二月十六日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る旭(三部)地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る旭（福島）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

野口辰猪後援会	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
小西 護郎		野口 睦行		西伯郡岸本町大原五九〇	昭和六十一年十月十三日	その他政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	異動事項	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	届出年月日	備考
福谷きよし後援会	新	望月 明	米子市西福原五八七―一	飛田 義忠	昭和六十一年十月十九日	その他政治団体
鳥取県税理士政治連盟	旧	福谷 誠平	西伯郡日吉津村大字富吉一〇三八	佐伯 巍之	昭和六十一年十月二十二日	
"		熊谷 高雄	富山 実	"	"	"
"		富山 実	富山 実	"	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
政治結社櫻邦連合大日本櫻会鳥取県本部	政治団体の名称	政治結社櫻邦連合大日本櫻会鳥取県本部	政治結社大日本櫻会中国管区鳥取県本部	昭和六十一年十一月二十四日	その他政治団体
"	事務所の所在地	米子市夜見町二九八三一二四	米子市古豊千七七五十六	"	"
"	代表者の氏名	一 二 孝	陶山 茂	"	"
"	会計責任者の氏名	湯原 斌敬	"	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
山川かずみ後援会	近藤亀美雄	山 川 都	岩美郡国府町稲葉丘二丁目二二〇	昭和六十一年十一月二日	その他政治団体
下本光雄後援会	佐藤 文男	原 弘	米子市尾高五三一	昭和六十一年十一月十六日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定

定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称	山川かずみ後援会	政治団体の名称	下本光雄後援会
報告年月日	昭和62年11月2日 (昭和62年11月1日解散)	報告年月日	昭和62年11月16日 (昭和62年10月31日解散)
1 収入・支出の総額	収入・支出の総額	1 収入総額	収入・支出の総額
(1) 収入総額	3,054円	1 収入総額	0円
7 前年繰越額	3,054円	2 支出総額	0円
4 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	3,054円		
2 支出の内訳			
経常経費			
備品・消耗品費	3,054円		
合 計	3,054円		

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時 昭和六十二年十二月二十一日(月)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和六十三年鳥取県立高等学校募集生徒数について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律
第二百二十二号)第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開に
よる聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十二年十二月十五日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久

勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十二年十二月二十三日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市雲山二二一―四六

木本潤英